

入札は、定められた方式に従ってしなければなりません。

入札に当たっては、公告書に記載され又は裁判所に掲示されている「期間入札の要領」のほか、この注意書をよく読み、間違いのないようにしてください。

なお、入札書を提出した後は、訂正したり取り消したりすることはできません。

1 入札書の作成

- (1) 入札書に記載されている注意事項をよく読んで、作成してください。
- (2) 入札価額は、売却基準価額を2割下回る価額（買受可能価額）以上の金額でなければなりません。
- (3) 保証の額は、公告書に記載されています。
- (4) 入札書の文字を訂正するときは、訂正する文字（金額を訂正するときは、数字全部）を線で抹消し、その上部に正しく記載した上、訂正箇所には必ず入札書の「本人の住所氏名」欄に使用した印章（代理人によって入札するときは「代理人の住所氏名」欄に使用した印章）によって訂正印を押してください。
- (5) 二人以上の方が共同で入札するときは共同入札の許可が必要ですから、あらかじめ執行官に申し出てください。

2 買受申出の保証の提供の方法

買受申出の保証の提供は、次のいずれかの方法でなければなりません。

(1) 裁判所の預金口座に金銭を振り込む方法

裁判所の預金口座に、最寄りの金融機関から保証の額に相当する金銭を振り込み、そのとき金融機関から受け取った保管金受入手続添付書（振込依頼書の2枚目）を、執行官（支部においては執行官事務取扱書記官。以下同じ。）から交付を受けて必要事項を記入した入札保証金振込証明書の所定の箇所に貼り、これを入札書と共に提出し

【入札書の提出・お問い合わせ】

〒070-8640 旭川市花咲町4丁目 旭川地方裁判所執行官室 0166-51-6226

【その他、競売に関するお問い合わせ】

旭川地方裁判所民事部競売係 0166-51-6148

てください。この場合、振込金が入札期間中に裁判所の預金口座に入金済みにならないと入札は無効となりますから、注意してください。

(2) 支払保証委託契約締結証明書を提出する方法

入札をしようとする人が、銀行、損害保険会社等との間で、保証の額に相当する金銭を裁判所の催告により納付する旨の支払保証委託契約を締結し、その証明書を入札書と共に提出してください。この方法は、銀行等が支払保証委託契約の締結に応じてくれることが前提となりますので、まず銀行等に相談してください。

3 入札の方法

(1) 入札書の封入

- ア 入札書のみを執行官から交付を受けた「内封筒」に入れ、密封してください。
なお、「内封筒」には必ず開札期日、事件番号、物件番号を記載してください。
- イ 入札保証金振込証明書、支払保証委託契約締結証明書、住民票（個人が入札しようとするとき）、資格証明書（法人が入札しようとするとき）、委任状（代理人によって入札しようとするとき）、農地の買受適格証明書、共同入札の許可書等の添付書類は「内封筒」には入れないでください。

(2) 入札書等の提出方法

入札書等の提出は、次のいずれかの方法でなければなりません。これら以外の方法で入札書を提出した場合には、その入札は無効となりますから、注意してください。

ア 執行官に直接差し出す方法

入札書のみを入れた「内封筒」に、入札保証金振込証明書等の添付書類を添えて、入札期間内に執行官に直接差し出してください。

【入札書の提出・お問い合わせ】

〒070-8640 旭川市花咲町4丁目 旭川地方裁判所執行官室 0166-51-6226

【その他、競売に関するお問い合わせ】

旭川地方裁判所民事部競売係 0166-51-6148

イ 郵便により執行官あてに送付する方法

入札書のみを入れた「内封筒」と共に、入札保証金振込証明書等の添付書類を、執行官あてになるべく「書留郵便」で送付してください。この場合、入札書等が入札期間内に執行官に届かなければ入札は無効となります。

4 買受申出の保証の返還

事件の取下げ、入札期間の取消し、入札の無効、開札期日の終了等の事由により提供の必要がなくなった保証（最高価買受申出人又は次順位買受申出人の提供した保証を除く。）は、次のとおり返還します。

（1）入札保証金

保証の提供の必要がなくなった後、直ちに指定された口座に振り込む方法により返還します。

（2）支払保証委託契約締結証明書

申出により、交付の方法により返還します。

【入札書の提出・お問い合わせ】

〒070-8640 旭川市花咲町4丁目 旭川地方裁判所執行官室 0166-51-6226

【その他、競売に関するお問い合わせ】

旭川地方裁判所民事部競売係 0166-51-6148